

産業廃棄物税制度の検討項目

平成 26 年 11 月 18 日
産業廃棄物課

産業廃棄物税制度の検討項目

- 1 税制度の継続の必要性について
- 2 税制度について
- 3 税の使途について

1 税制度の継続の必要性について

(税の目的)

- 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や減量化、再生利用の推進等の施策をより一層推進する。

(1) 現状

ア 税導入による県内排出量に関する排出抑制等効果

景気の動向や東日本大震災による影響、循環型社会の形成に向けた総合的な取組の中で、産業廃棄物税のみによる効果を測ることは困難であるが、税を導入した平成 18 年度から東日本大震災前の平成 22 年度まで県内排出量は減少している。

また、平成 22 年度以降、平成 25 年度までの 4 か年に実施した産業廃棄物税充当事業の実績として、産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備支援事業では、15 事業者に対し、汚泥の脱水処理施設等の整備費用を一部補助することにより、合計約 2 万 1 千トンの汚泥などの産業廃棄物が削減されたほか、エコ・リサイクル製品も 21 件から 50 件へ認定数も増加している。このほか、電子マニフェストの加入者数も操作説明会の開催などにより、1,099 事業者にまで増加し、また、不法投棄監視体制の充実などにより不法投棄件数は少なくとも増加傾向は見られないなど税充当事業の効果が現れているものと考えられる。

イ 循環型社会形成促進効果

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を推進していくためには、法令による規制的手法、事業者の自主的取組による手法、産業廃棄物税などの経済的手法など、適切な施策を組み合わせることにより対応していくことが重要であり、その中で、産業廃棄物税については、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等に一定の効果があると考えられ、その役割は大きい。

ウ 他県との均衡

全国では27道府県が平成14年以降、順次産業廃棄物税を導入し、東北地方では本県を含む6県すべてで導入している。なお、現時点（平成26年11月）では、それぞれ見直し等を経てすべての27道府県が制度を継続している。

(2) あり方

持続可能な循環型社会を形成していくためには、現在の税制度を引き続き、継続することが適当であると考えます。

2 税制度について

(1) 課税方式等

○納税義務者 県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
○課税標準 県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
○徴収方法 「最終処分業者特別徴収方式」 <ul style="list-style-type: none">・排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収とする。・排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付とする。

ア 現状

制度開始後8年以上が経過し、また、納税状況についても、公平かつ確実に徴収され、滞納もないことなど、制度自体は既に定着しているものと考えます。

徴収方法については、最終処分業者が特別徴収義務者として徴収する「最終処分業者特別徴収方式」であり、本県を含む25道府県で採用されている。他の徴収方法としては、排出事業者が申告納付する「事業者申告納付方式」があり、三重県及び滋賀県で採用されている。

それぞれの方式の概要及びメリット、デメリットを以下に示す。

①最終処分業者特別徴収方式（三重県、滋賀県を除く25道府県）

排出抑制に加え、中間処理業者による減量化、リサイクルを促すことが期待できる。また、最終処分場の設置者を特別徴収義務者とするため、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易であり、納税者の事務負担や徴税コストも小さい。

②事業者申告納付方式（三重県、滋賀県）

排出事業者の中間処理施設又は最終処分場への搬入量に応じて、排出業者に直接税負担を課すものであり、排出抑制などの動機付けを働かせやすいというメリットがある。

ただし、納税者の数が多いため事業者の把握が容易ではなく、徴税コスト

が大きい。そのため、年間排出量等が一定量に満たない場合には課税しないという「免税点」を設定せざるを得なく、税の公平性という点で問題がある。

イ あり方

税制度が定着しており、課税方式等の見直しが必要となる大きな課題等はないことから、引き続き、現行の課税方式等を継続することが適当であると考ええる。

(2) 税率

1, 000円/トン

ア 現状

制度開始後8年以上が経過し、制度自体が定着し、また、県内の企業活動に多大な影響を与えているものではないと考える。

平成22年度から平成25年度までの税収額の状況は、約5億8千万円から約7億円程度で推移し、税充当事業費もこの間、平成23年度を除いて、4億円から6億円程度で推移している。

税収入は基金として積み立てており、東日本大震災の影響により一部の事業が実施できなかったことなどのため、平成25年度末の基金残高は約9億1千万円となったが、平成26年度末の基金残高は約6億8千万円となる見込みである。

基金残高は一時増加したものの、産業廃棄物の排出抑制・再生利用等の推進のため、震災前と同程度規模の税充当事業への財政需要があることから、震災前の水準まで戻る見込みである。

イ あり方

産業廃棄物税を導入している全27道府県でトン当たり1,000円であり、他自治体との均衡が図られていることから、引き続き、現行の税率を継続することが適当であると考ええる。

(3) 課税の特例

○自社最終処分の場合

排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に1/2を乗じたものを課税標準とする。

○特例納付事業者の場合

排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に1/2を乗じたものを課税標準とする。

ア 自社最終処分の場合

ア) 現状

多額の投資や努力により自社処分場を確保し、自ら処理することで排出事業者責任による自己処理に努めていることに考慮して設けられた制度である。

この制度の対象となる中小規模の事業者は、11事業者（14施設）で平成22年度から平成25年度の納税額は、約370万円から約180万円程度に低下して推移している。これは税収額全体の約0.2～0.6%を占めている。

イ) あり方

平成22年度から、納税額は減少傾向にあり、全体の税収額に占める割合は小さい。制度創設当時の趣旨も考慮して、引き続き、当該制度を継続することが適当であると考ええる。

イ 特例納付事業者の場合

ア) 現状

排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合、一定の軽減措置が必要であるとして設けられた制度である。

この制度の対象事業者は、4事業者（5施設）で平成22年度から平成25年度の納税額は2億6千万円から3億円程度で推移し、税収額全体の約43～45%を占めている。

イ) あり方

平成22年度から納税額は、全体の税収額に占める割合に大きな変動はなく、適正規模の税負担であると考えられることから、引き続き、当該制度を継続することが適当であると考ええる。

(参考) 業態別税収

(単位:千円)

区分	H22	H23	H24	H25
特別徴収義務者	316,593	363,930	424,054	402,872
自社処分業者	3,701	2,394	1,882	1,784
特例納付事業者	260,534	104,230	340,061	302,086
合計	580,828	470,554	765,997	706,742

(4) その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場で併せて処理される産業廃棄物（併せ産廃）は課税対象としていない。

ア 現状

市町村等が設置する一般廃棄物処理施設のうち、産業廃棄物を受け入れている施設は、4市町村・一部事務組合（7施設）である。

全体の処理量に占める産業廃棄物の割合は、最終処分場で約2%以下、焼却施設では、約6%以下となっており、その割合は小さい。

イ 課題

循環型社会の推進及び税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もあるが、排出事業者の理解を得る必要があること、厳しい経済状況の中で新たな負担を求めることの是非、徴税コストとの兼ね合い及び課税手法に関する調査研究の必要性などの課題がある。

3 税の用途について

(充当方針)

- 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・産業廃棄物排出量の抑制・排出量の削減への技術的・経済的支援
- リサイクル(物質循環)の推進
 - ・リサイクル技術の導入支援
 - ・環境産業の育成
 - ・企業間の情報交換ネットワークの構築
- 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・産業廃棄物処理業者の情報公開支援
 - ・処分場への不安感の払拭
 - ・処分場の周辺環境整備
- 産業廃棄物に関する県民理解の促進
 - ・環境教育、学習の振興
 - ・優良な処理業者の育成
 - ・産業廃棄物に関する県民理解の促進(広報、普及啓発)
- 不法投棄の未然防止
 - ・不法投棄防止対策の強化
 - ・事業者に対する啓発(適正処理等)
- その他産廃税の目的に適合する事業

(1) 現状

産業廃棄物税の充当事業については、産業廃棄物税の目的に適合した効果的な事業を構築するため、毎年、一般社団法人福島県産業廃棄物協会など関係9団体に対して、産業廃棄物税充当事業に関する意見や要望を伺っている。

また、県ホームページへの税充当事業の掲載を行い、税負担者である排出事業者や産業廃棄物処理業者及び県民に対して事業内容等を公開している。

(2) あり方

関係団体の意見や要望からも現在の充当方針で事業を継続することが適当であると考える。